

厚木市住みよいまちづくり条例の概要

条例のポイント

総則

理念条例の具現化

市民参加のまちづくり

市民参加のまちづくりのための仕組みづくり

特定開発事業

開発事業に関する手続き、基準の整備

条例の目的

条例の目的を次のように定めました。

この条例は、まちづくりについて、市民参加によるまちづくりの推進に必要な事項や計画的で適正な土地利用に関する基本的な基準及び手続きを定め、仕組みやルールを整備することを目的とします。

条例の基本原則

条例の基本原則を次のように定めました。

この条例は、まちづくりを行うに当たって、恵まれた里山等の自然環境と調和したまちなみや風景を守り育て、次世代に引き継いでいくこと、公共の福祉を優先させながら、総合計画に基づいて、市、市民、事業者等が協働することを基本原則とします。

責 務

まちづくりに関わる、それぞれの立場の責務を定めました。

市の責務

- ・まちづくりの基本的、総合的な施策の策定・実施
- ・まちづくりに関する施策の市民への情報提供
- ・まちづくりに関する施策への市民意見の反映
- ・市民によるまちづくり活動の支援
- ・事業者等に対する助言・指導

市民の責務

- ・まちづくりへの主体的な取り組み
- ・市の実施するまちづくりへの積極的な協力

事業者等の責務

- ・ 良好な環境を確保する措置
- ・ 市の実施するまちづくりへの積極的な協力

まちづくりに関する重要な方針

住みよいまちづくりを進める上で、理念条例第 8 条を受けて具体的に規定しています。

防災のまちづくりの推進

- ・ 市、市民の防災のまちづくりの推進に関する努力義務
- ・ 事業者に対する安全対策の義務付け

緑地の保全と創出

- ・ 市の公共施設の緑化の推進等による環境との共生を図る努力義務
- ・ 事業者に対する斜面緑地等の保全義務

都市景観の形成

- ・ 市、市民及び事業者の良好な都市景観の形成義務
- ・ 都市景観に配慮したまちづくりの推進義務

市民参加のまちづくり

〈 基本的な考え方 〉

市民と協働でまちづくりを計画・推進する。
地域のまちづくりを、地域住民の手で行う仕組みを整備する。
市民のまちづくり活動が活性化するように積極的な支援を行う。
厚木市まちづくり審議会の創設

まちづくり基本計画の策定

基本原則に基づく良好なまちづくり推進のための基本計画を策定
策定された基本計画を都市マスタープランに位置付け
基本計画は市民と協働で策定

住民等による地域のまちづくり

- 住民等による地域まちづくり手法の創設
- ・地域まちづくり協議会の発足（市長が認定）
 - ・地域まちづくり計画の策定
 - ・市長との地域まちづくり協定の締結

市民と協働のまちづくり

市民まちづくり組織の認定及びまちづくりに関する提案制度の創設

市民のまちづくり活動に対する支援

- ・地域まちづくり協議会やまちづくり市民組織に対する情報提供、技術支援
- ・地域まちづくり協議会に対する助成

都市計画手続における事前説明会の開催等

- ・原案作成段階での住民説明会の開催
- ・意見書の提出及び意見書に対する回答の縦覧

地区計画等の申出制度の整備

- ・地域まちづくり協議会による申出制度の整備
- ・地域まちづくり協定の地区計画・建築協定等への活用

厚木市まちづくり審議会の創設

- ・住民等によるまちづくりに関する事項及び基本計画の策定や変更に関する事項についての審議

特定開発事業に関する手続き・基準の整備等

〈 基本的な考え方 〉

- 特定開発事業が対象。
- (地域まちづくり協定が締結された区域等における物件についても適用)
- 特定開発事業に係る手続きと基準を明確に規定。
- 近隣との紛争を予防し、安心して暮らせる住環境を守る。
- 罰則を規定し、実効性を高める。

特定開発事業に伴う手続きの条例化

- 手続きの条例化(義務付け)による公平性の確保
- 大規模特定開発事業に係る事前協議の義務化
- 自然環境を保全し、できる限り自然地形を利用した特定開発事業の推進
- 近隣・周辺住民との紛争予防措置の整備
 - ・計画の事前説明
 - ・電波障害対策
 - ・工事中の措置(良好な生活環境の確保)
- 紛争に対応する制度の強化
 - ・既存の紛争条例を包含し、対象範囲を拡充。

技術基準等の条例化

指導要綱(行政指導)から条例(行政処分)へ



協議書の締結 承認行為

- * 特定開発事業の基準等への適合
- * 大規模特定開発事業の事前協議済み
- * 標識の適正な設置
- * 近隣住民等へ適正に説明

技術基準の整理・見直し



特定開発事業の基準
(一戸建ての住宅の敷地面積、自動車駐車場・自転車駐車場
緑化、埋蔵文化財)

公共公益施設の整備
(道路、排水施設、公園等、防災施設、ごみ集積所、
文教施設)

罰則規定等の設定

実効性の確保

罰則までの流れ

勧告

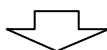
命令

罰則

公表

【勧告・命令】

- ・承認（変更承認）を得ずに工事に着手した事業者又は工事施行者
- ・承認（変更承認）を受けた内容と異なる特定開発事業を行った事業者又は工事施行者
- ・工事の検査済証が交付される前に、建築物等を使用した事業者



【罰 則】

- ・ 6 月 以 下 の 懲 役
又は
- ・ 5 0 万 円 以 下 の 罰 金